

ホテル特殊決済サービス取扱加盟店特約

特約中の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェシービーのみの場合、「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

ホテル特殊決済サービス取扱加盟店特約

特約中の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェシービーのみの場合、「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。

第1条 (総則)

ホテル特殊決済サービス取扱加盟店特約（以下「本特約」という）は、加盟店が、JCB通信販売加盟店規約（以下「原規約」という）に基づいて、第2条に定義するホテル特殊決済サービスにつき通信販売を行う場合の特約事項を定めるものです。

第2条 (定義)

本特約における用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合は、原規約に従うものとします。

1. 「事前決済」とは、会員から加盟店の宿泊施設を利用する権利（以下「利用権」という）の予約（以下「予約」という）の申込みを受けた後、加盟店において予約を確定（以下「予約確定」という）させた時点で、会員に対して予約の宿泊代金に係る売上債権について通信販売を行う決済方法その他第3条第2項に定める決済方法をいいます。
2. 「予約保証サービス」とは、会員から加盟店の宿泊施設に関する利用権の予約の申込みを受けた後、加盟店において予約確定させた時点で、宿泊施設の利用権の確保を加盟店が保証するサービスをいいます。かかるサービスにおいては、予約された宿泊施設の利用の有無にかかわらず、チェックアウトがなされるべき時点で、加盟店が会員から取得したカードに関する情報に基づき、会員に対して予約の宿泊代金に係る売上債権について通信販売を行うことができるものとします。
3. 「FAXオーダー」とは、会員から加盟店の宿泊施設に関する利用権の予約の申込みを受けたうえで、加盟店の宿泊施設に係る宿泊代金等の決済をチェックアウトの時点で通信販売により行う決済方法をいいます。また、会員が予め指定した場合、加盟店は、会員以外の者が加盟店の宿泊施設を利用したことによって生じた宿泊代金等についてもFAXオーダーを受け付けることができるものとします。
4. 「ホテル特殊決済サービス」とは、事前決済、予約保証サービス、FAXオーダーを総称していいます。

第3条 (事前決済)

1. 加盟店は、両社に届け出た店舗において本特約に基づき事前決済を行うことができるものとします。
2. 事前決済を行った後、会員から予約を取消し、または変更する旨の申込みを受けた場合、加盟店は、当該予約の取消しまたは変更を確定させた時点で、事前決済の申込時に会員から取得したカードに関する情報に基づき会員に対して取消料（キャンセルチャージ）または変更料に係る売上債権について通信販売を行うことができるものとします。ただし、加盟店はかかる決済方法につき、事前に会員から承諾を得なければならないものとします。

第4条 (事前決済対象の制限)

1. 加盟店が事前決済の方法で会員との間で決済することができる料金は、利用権に係る宿泊代金または取消料・変更料（これらに関する税金、サービス料、その他の諸費用を含む）に限るものとします。
2. 事前決済の対象とすることのできる利用権は、宿泊施設の利用開始日から起算して3ヶ月以内のものに限りします。
3. 会員以外の者のみで加盟店の宿泊施設を利用する場合は、事前決済を行うことはできないものとします。

第5条 (事前決済の申込み受付時の会員への告知要件)

加盟店は、会員から事前決済の申込みを受けた場合、利用権の予約確定までに、以下の内容を、会員に対し書面またはインターネットの画面等において告知し、会員からの承諾を得るものとします。

- (1) 利用権の予約が確定した場合、申込みの応諾・手配完了の旨を郵送・宅配便・電子メール等により告知する旨
- (2) 加盟店は、予約確定した日以降宿泊施設の利用が開始される日以前に、宿泊代金に係る売上の計上および会員請求を行う旨
- (3) 予約の取消し・変更について会員より取消料または変更料を徴収する場合はその旨およびキャンセルポリシー
- (4) 第3条第2項の決済方法を採用する場合には次の旨
「会員から予約の取消し・変更の申込みがなされた場合、当該予約の取消しまたは変更が確定した時点で、取消料または変更料につき、事前決済の申込時に会員が提供したカードに関する情報に基づき通信販売により決済が行われる旨」

第6条 (事前決済における予約確認書)

加盟店は、事前決済による利用権の予約の確定後すみやかに、以下の内容が記載された「予約確認書」を会員宛に送付するものとします。なお、会員の承諾がある場合、加盟店は、以下の内容を電子メールを送信する等の電磁的方法により「予約確認書」の送付に代えることができるものとします。

- (1) カード番号（一部のみ表記）
- (2) カード有効期限
- (3) カード券面の会員氏名
- (4) 予約確認番号
- (5) 予約された宿泊内容の明細
- (6) キャンセルポリシー（第3条第2項の決済方法を採用する場合は、第5条(4)の内容を含む）

第7条 (事前決済による予約の取消方法)

1. 事前決済によって確定された予約が取消しまたは変更された場合、加盟店は会員に以下の内容を告知するものとします。
 - (1) 予約取消し・変更番号
 - (2) 予約取消し・変更番号を会員が書き留めておかねばならない旨
2. 加盟店は、予約取消しまたは変更の確定後、以下の内容が記載された「取消・変更確認書」を会員宛に送付するものとします。なお、会員の承諾がある場合、加盟店は、以下の内容を電子メールで送信する等の電磁的方法により「取消・変更確認書」の送付に代えることができるものとします。
 - (1) カード番号（一部のみ表記）
 - (2) カード有効期限
 - (3) カード券面の会員氏名
 - (4) 予約取消し・変更番号
 - (5) 予約取消し・変更された宿泊内容に関する明細
 - (6) 予約取消し・変更により発生する取消料・変更料の金額
 - (7) 第3条第2項の決済方法を採用する場合は、第5条(4)の内容

第8条 (ホテル予約保証サービス)

1. 加盟店は、両社に届け出た店舗において本特約に基づき予約保証サービスを行うことができるものとします。
2. 予約保証サービスの申込み受付後、会員から予約を取消し、または変更する旨の申込みを受けた場合、加盟店は、当該予約の取消しまたは変更を確定させた時点で、予約保証サービスの申込時に会員から取得したカードに関する情報に基づき、会員に対して取消料（キャンセルチャージ）または変更料に係る売上債権について通信販売を行うことができるものとします。ただし、加盟店はかかる決済方法につき、事前に会員から承諾を得なければならないものとします。

第9条 (予約保証サービス申込み受付時の会員への告知要件)

加盟店は、会員から予約保証サービスの申込みを受けた場合、利用権の予約確定までに、会員に対し書面またはインターネットの画面等において告知し、会員からの承諾を得るものとします。

- (1) 予約確定した場合、申込みの応諾・手配完了の旨を郵送・宅配便・電子メール等により告知する旨
- (2) 予約の取消し・変更について会員より取消料または変更料を徴収する場合はその旨およびキャンセルポリシー
- (3) 予約された宿泊施設の利用の有無にかかわらず、チェックアウトがなされるべき時点で、宿泊代金等につき、予約保証サービスの申込時に会員が提供したカードに関する情報に基づき通信販売により決済が行われる旨
- (4) 第8条第2項の決済方法を採用する場合には次の旨
「会員から予約の取消し・変更の申込みがなされた場合、当該予約の取消または変更が確定した時点で、取消料または変更料につき、予約保証サービスの申込時に会員が提供したカードに関する情報に基づき通信販売により決済が行われる旨」

第10条（予約保証サービスの受付方法）

1. 加盟店は、会員より予約保証サービスの申込みがあった場合、その都度、JCBに対し、カード番号、有効期限などのJCB所定のカードに関する情報を提出し、カードの有効性確認を求めるものとします。
2. 加盟店は、予約保証サービスまたは予約の取消料・変更料につき通信販売を行う場合、その都度事前に（予約保証サービスの通信販売についてはチェックアウトがなされる時点で）JCBの承認を求めるものとし、承認を得たときは、JCB所定の売上票または売上データの承認番号欄に承認番号を記入するものとします。
3. 万一、本条第1項に基づきJCBからカードが有効であるとの通知または前項に基づきJCBの承認を得ないで通信販売を行った場合には、加盟店は、当該通信販売の代金全額について一切の責任を負うものとします。
4. 加盟店は、予約確定後すみやかに、以下の内容が記載された「予約確認書」を会員宛に送付するものとします。なお、会員の承諾がある場合、加盟店は、以下の内容を電子メールで送信する等の電磁的方法により「予約確認書」の送付に代えることができるものとします。
 - (1) カード番号（一部のみ表記）
 - (2) カード有効期限
 - (3) カード券面の会員氏名
 - (4) 予約確認番号
 - (5) 予約保証サービスにおける加盟店の責任に関する規定
 - (6) 予約保証サービスにおける会員義務に関する規定
 - (7) 第9条第3号の内容
 - (8) 予約された宿泊内容の明細
 - (9) キャンセルポリシー（第8条第2項の決済方法を採用する場合は、第9条(4)の内容を含む）

第11条（予約保証サービスにおける予約取消方法）

1. 予約保証サービスによる予約が取消または変更された場合には、加盟店は会員に以下の内容を告知するものとします。
 - (1) 予約取消し・変更番号
 - (2) 予約取消し・変更番号を会員が書き留めておかねばならない旨
2. 加盟店は、予約取消または変更の確定後、以下の内容が記載された「取消・変更確認書」を会員宛に送付するものとします。なお、会員の承諾がある場合、加盟店は、以下の内容を電子メールで送信する等の電磁的方法により「取消・変更確認書」の送付に代えることができるものとします。
 - (1) カード番号（一部のみ表記）
 - (2) カード有効期限
 - (3) カード券面の会員氏名
 - (4) 予約取消し・変更番号
 - (5) 予約取消し・変更された宿泊内容の明細
 - (6) 予約取消し・変更により発生する取消料・変更料の金額
 - (7) 第8条第2項の決済方法を採用する場合は、第9条(4)の内容

第12条（FAXオーダー）

1. 加盟店は、両社に届け出た店舗において本特約に基づきFAXオーダーによる通信販売を行うことができるものとします。
2. 加盟店は、以下に定める場合に限り本特約に基づきFAXオーダーによる通信販売を行うことができるものとします。
 - (1) カードを保有できない（保有しない）近親者が宿泊する場合
 - (2) 宿泊者への接待目的で宿泊・ルームサービス・差入れ等を利用する場合
 - (3) 会員本人が施設を恒常的に利用している場合
 - (4) その他当社またはJCBが認めた場合
3. 原規約の定めにかかわらず、本特約に基づき、加盟店が通信販売において取り扱うことができる支払区分は、ショッピング1回払いのみとします。
4. FAXオーダーの申込受付後、会員から予約を取消し、または変更する旨の申込みを受けた場合、加盟店は、当該予約の取消または変更を確定させた時点で、FAXオーダーの申込時に会員から取得したカードに関する情報に基づき、会員に対して取消料（キャンセルチャージ）または変更料に係る売上債権について通信販売を行うことができるものとします。ただし、加盟店はかかる決済方法につき、事前に会員から承諾を得なければならないものとします。

第13条（FAXオーダー申込み受付時の会員への告知要件）

- 加盟店は、会員からFAXオーダーの申込みを受けた場合、予約確定までに、会員に対し書面等において告知し、会員からの承諾を得るものとします。
- (1) 予約確定した場合、申込の応諾・手配完了の旨を郵送・宅配便・電子メール等により告知する旨
 - (2) 予約の取消し・変更について会員より取消料または変更料を徴収する場合はその旨およびキャンセルポリシー
 - (3) 第12条第4項の決済方法を採用する場合には次の旨
「会員から予約の取消し・変更の申込みがなされた場合、当該予約の取消または変更が確定した時点で、取消料または変更料につき、FAXオーダーの申込時に会員が提供したカードに関する情報に基づき通信販売により決済が行われる旨」
 - (4) 支払いの範囲（決済の対象に制限を加える場合は、その旨（例：宿泊代金は可だが飲食代金は不可））

第14条（FAXオーダーの受付方法）

1. 加盟店は、会員よりFAXオーダーによる通信販売の申込みがあった場合、その都度、JCBに対し、カード番号、有効期限などのJCB所定のカードに関する情報を提出し、カードの有効性確認を求めるものとします。
2. 加盟店は、FAXオーダーまたは取消料・変更料につき通信販売を行う場合、その都度事前に（FAXオーダーの通信販売についてはチェックアウトがなされる時点で）JCBの承認を求めるものとし、承認を得たときは、売上票の承認番号欄に承認番号を記入するものとします。
3. 万一、本条第1項に基づきJCBからカードが有効であるとの通知または前項に基づきJCBの承認を得ないで通信販売を行った場合には、加盟店は、当該通信販売の代金全額について一切の責任を負うものとします。
4. 加盟店は、予約確定後すみやかに、以下の内容が記載された「予約確認書」を会員宛に送付するものとします。なお、会員の承諾がある場合、加盟店は、以下の内容を電子メールで送信する等の電磁的方法により「予約確認書」の送付に代えることができるものとします。

- (1)カード番号（一部のみ表記）
- (2)カード有効期限
- (3)カード券面の会員氏名
- (4)予約確認番号
- (5)予約された宿泊内容の明細
- (6)キャンセルポリシー（第12条第4項の決済方法を採用する場合は、第13条(3)の内容を含む）

第15条（FAXオーダーの予約取消方法）

1. 予約が取消しまたは変更された場合、加盟店は会員に以下の内容を告知するものとします。
 - (1) 予約取消し・変更番号
 - (2) 予約取消し・変更番号を会員が書き留めておかねばならない旨
2. 加盟店は、予約取消しまたは変更の確定後、以下の内容が記載された「取消・変更確認書」を会員宛に送付するものとします。なお、会員の承諾がある場合、加盟店は、以下の内容を電子メールで送信する等の電磁的方法により「取消・変更確認書」の送付に代えることができるものとします。
 - (1) カード番号（一部のみ表記）
 - (2) カード有効期限
 - (3) カード券面の会員氏名
 - (4) 予約取消し・変更番号
 - (5) 予約取消し・変更された宿泊内容に関する明細
 - (6) 予約取消し・変更により発生する取消料・変更料の金額
 - (7) 第12条第4項の決済方法を採用する場合は、第13条(3)の内容

第16条（立替払契約の取消しまたは解除等）

1. 当社は、加盟店と当社との間の立替払契約の対象となった通信販売にかかる債権について、原規約に定める事由のほか、加盟店が本特約に違反した場合についても、立替払契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できるものとします。
2. 前項に該当した場合の立替払金の保留および返還等については、原規約の定めによるものとします。

第17条（資料の保管および提出義務）

加盟店は、事前決済、予約保証サービス、FAXオーダーの申込書、予約確認書、取消・変更確認書、利用明細兼領収書、その他当社またはJCBの指定する資料（なお、上記特約の規定に基づき会員への送付書面に代えて電子メールで送付された場合はその内容を印字した書面を含む）を加盟店の責任において5年間保管するものとし、当社またはJCBが当該書面等を求めた場合は、速やかにそれらを提出するものとします。

第18条（有効期間）

原規約に基づく加盟店契約が終了した場合には当然に本特約の取扱いも終了するものとします。

第19条（解約）

前条の定めにかかわらず、加盟店、当社またはJCBは、本特約の有効期間中であっても、書面により3ヶ月前までに相手方に対し予告することにより、本特約の取扱いを終了することができるものとします。

第20条（契約解除）

1. 当社またはJCBは、加盟店が原規約または本特約の全部または一部に違反したときは、原規約に基づく加盟店契約の全部もしくは一部を解除し、または、本特約の取扱いを終了し、その損害賠償を請求することができるものとします。
2. 前項に基づき当社またはJCBが原規約に基づく加盟店契約を解除し、または、本特約の取扱いが終了した場合は、原規約に基づき解除されたものとみなしたうえで、原規約の他の規定を準用するものとします。

第21条（本特約に定めのない事項）

本特約に定めのない事項については、原規約およびこれに付随する特約が適用されるものとし合理的な限度で、原規約における「本規約」または「本契約」を「本規約およびホテル特殊決済サービス取扱加盟店特約」または「本契約およびホテル特殊決済サービス取扱加盟店特約」と読み替えて準用するものとします。

(HTT00・20220531)